

参考資料3
**(第9回調達価格等算定委員会
配付資料)**

前回ご指摘いただいた事項について

平成25年2月19日（火）

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部

■ 前回の調達価格等算定委員会（1月21日開催）にて、各委員よりご指摘いただいた事項は以下の通り。

- ① 太陽光発電のシステム価格（太陽光パネル、パワーコンディショナー、架台、工事費を含む）のデータについて、平均値を調達価格の算定の基礎とすることが適切かどうかを確認するために、データの分布について提示して欲しいとのご指摘。【P2】
- ② 住宅用太陽光発電について、今年度の調達価格42円/kWhでは、調達期間10年でIRR3.2%が確保できないのではないかとのご指摘。【P4】
- ③ 中小水力発電のコストデータについて、民間事業者だけでなく、公共機関が主体となった案件も含めた全体のデータを提示して欲しいとのご指摘。【P5】
- ④ 木質バイオマス発電について、バイオマス燃料費の動向を把握できないかとのご指摘。【P6】
- ⑤ 木質バイオマス発電について、小規模な設備向けの調達区分について検討してみてもどうかとのご指摘。【P7】

※上記の他、住宅用太陽光について、国と地方の補助金額の水準について提示してほしいとのご指摘があったが、国の補助金水準については現在政府部内で調整中であり、また、地方の補助金については引き続き調査中であるため、いずれも次回提示する。

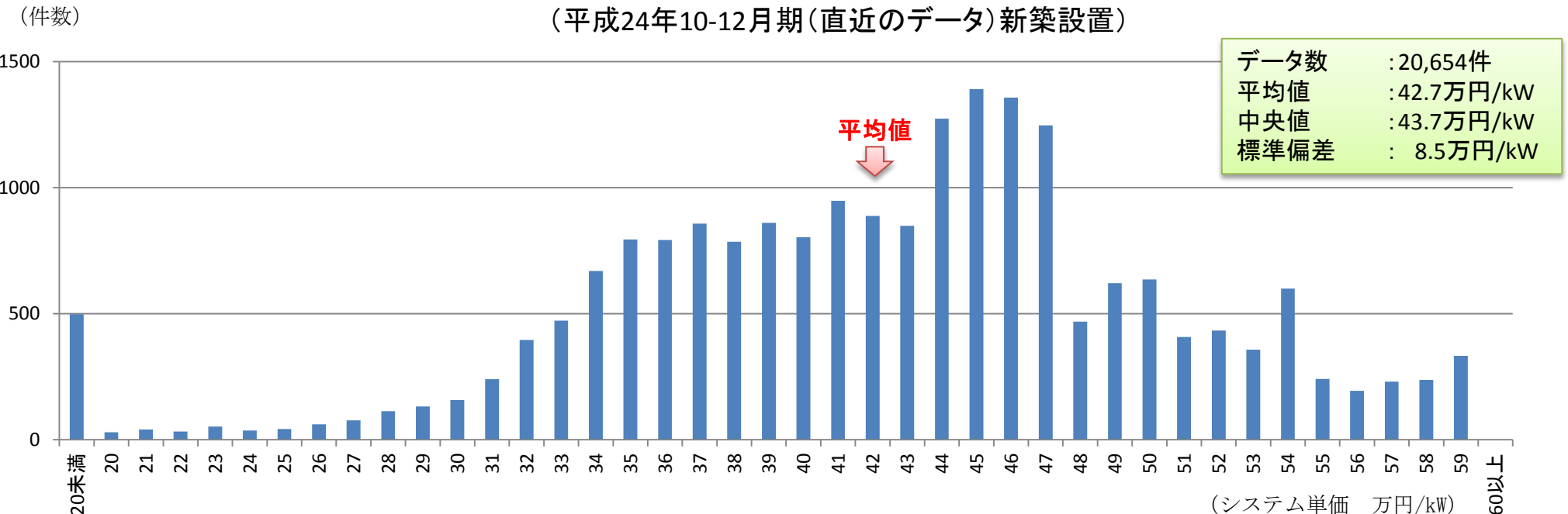
住宅用太陽光発電のシステム価格のデータ分布

＜前回委員会でのご指摘事項＞

太陽光発電のシステム価格（太陽光パネル、パワーコンディショナー、架台、工事費を含む）のデータ分布の提示。

- 住宅用太陽光発電のシステム価格の把握にあたっては、住宅用太陽光発電補助金の、交付決定実績データを使用。
- 直近のデータである、平成24年10-12月期新築設置の住宅用太陽光発電のシステム単価の分布は以下の通り。
- データの散らばり具合を見れば、平均値（42.7万円/kW）を調達価格算定の基礎として用いることは妥当ではないか。

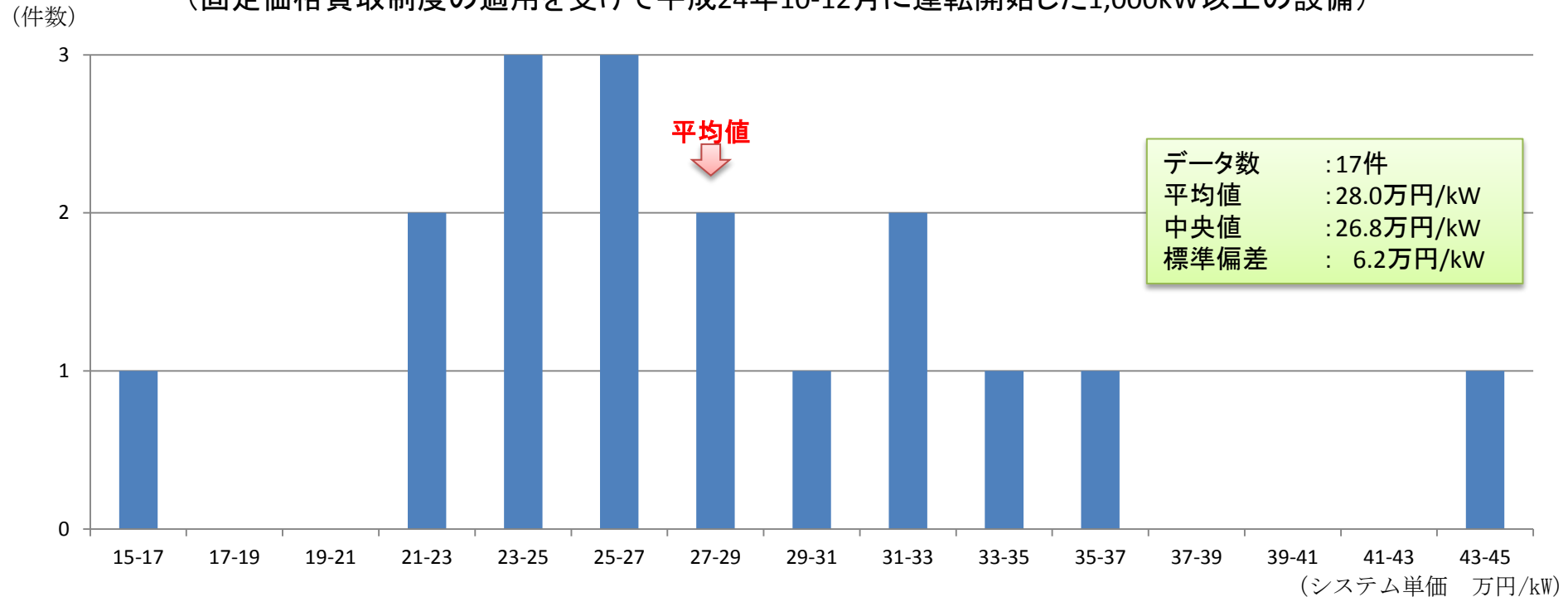
住宅用太陽光発電のシステム価格のデータ分布
（平成24年10-12月期（直近のデータ）新築設置）



非住宅用太陽光発電のシステム価格のデータ分布

- 非住宅用太陽光発電のシステム価格の把握にあたっては、固定価格買取制度の適用を受けて運転開始した設備から、来年度参入者の調達価格の算定のため、法令に基づき義務的に報告されたデータを使用。
- 10kW以上の太陽光発電について、今年度の調達価格算定の際はメガソーラークラスの設備を想定して価格算定を行っている。このため、同様の規模（1,000kW以上）の設備について、直近の平成24年10-12月に運転開始したもののシステム単価の分布を見たところ以下のとおり。
- サンプル数が少ないものの、データの散らばり具合を見れば、平均値（28.0万円/kW）を調達価格算定の基礎として用いることは妥当ではないか。

非住宅用太陽光発電のシステム価格のデータ分布
（固定価格買取制度の適用を受けて平成24年10-12月に運転開始した1,000kW以上の設備）



＜前回委員会でのご指摘事項＞

住宅用太陽光発電について、今年度の調達価格42円/kWhでは、調達期間10年でIRR3.2%が確保できないのではないか。

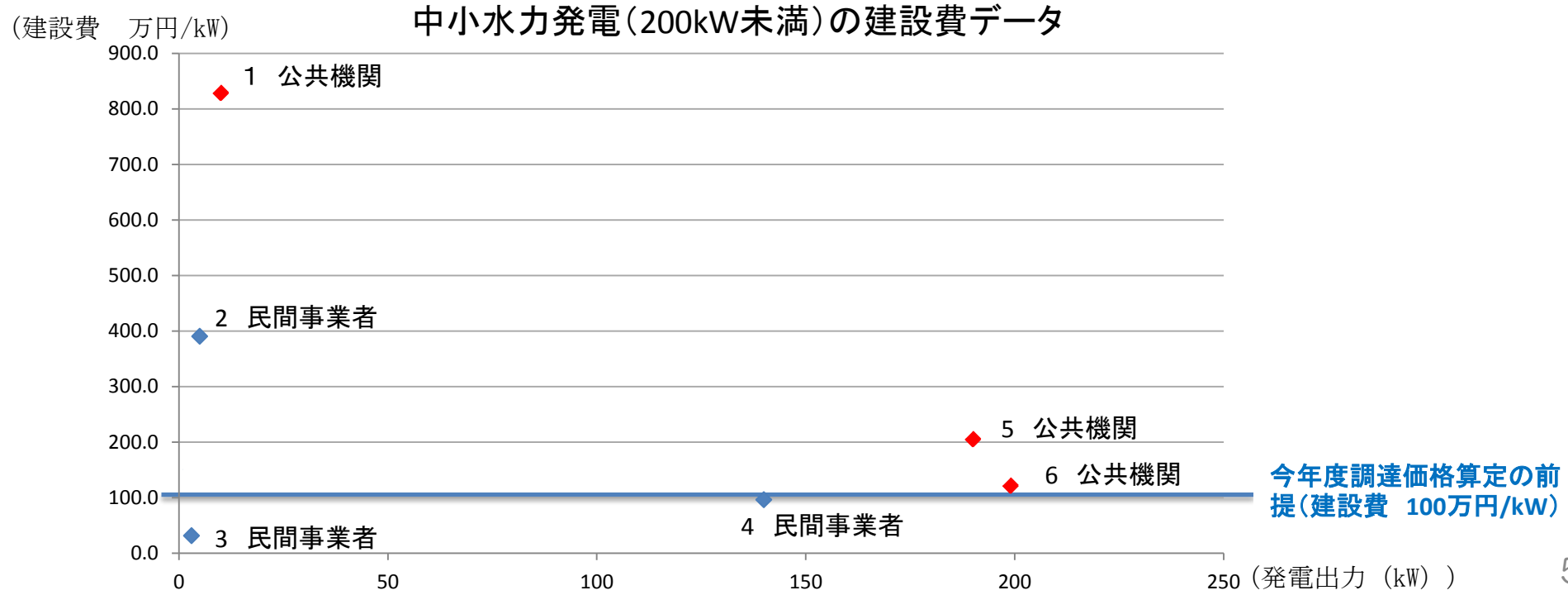
- 住宅用太陽光発電の今年度の調達価格は、調達価格等算定委員会において、太陽光発電協会からなされた提案を基礎としている。
- 太陽光発電協会の想定によれば、調達期間は従前の余剰電力買取制度との連続性等の観点から10年とする一方、IRRについては、住宅用太陽光発電は実態として20年程度稼働することが可能であることから、11年目以降20年目までは、発電した分を自家消費する等と見込んで、20年間で3.2%のIRRを確保する、との試算が提示された。
- 過去の資料を見ていただければわかるとおり、以上の前提に基づき、今年度の調達価格は算定されている。

中小水力発電のコストデータ

＜前回委員会でのご指摘事項＞

民間事業者だけでなく、公共機関が主体となった案件も含めた全体の中小水力発電のコストデータの提示。

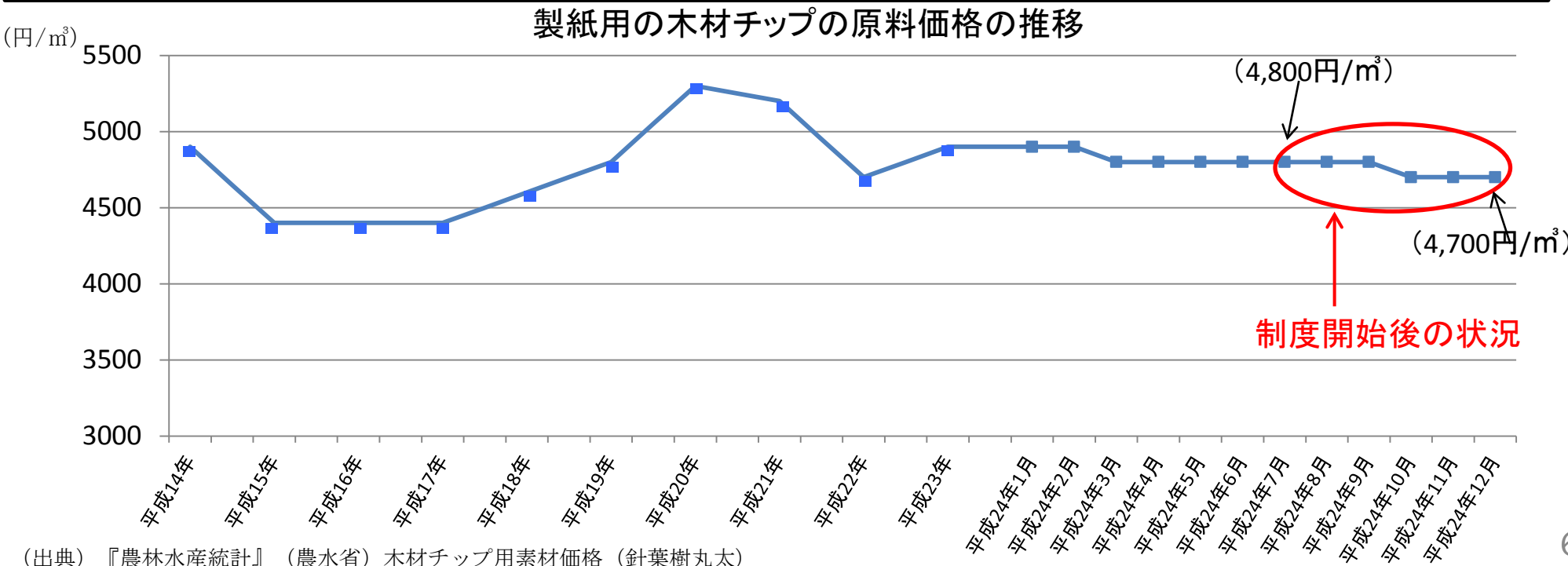
- 中小水力発電（200kW未満）について、固定価格買取制度の適用を受け、運転開始した6件のデータの内訳は、公共機関が事業主体となる案件が3件、民間事業者が事業主体となる案件が3件となっている。それぞれの建設費水準のデータは下記の通り。
- 昨年の調達価格等算定委員会では、公共機関が事業主体である案件はコストが高いため、民間事業者が事業主体である案件を調達価格の前提とした。本年も同様の傾向が認められるので、民間事業者が事業主体である案件を調達価格算定の前提とすべきではないか。
- なお、収集したコストデータの、民間事業者が事業主体である案件を平均してみれば、概ね、今年度の調達価格の前提（100万円/kW）と同水準となっている。



＜前回委員会でのご指摘事項＞

木質バイオマス発電についてバイオマス燃料費の動向を把握できないか。

- 現在、木質バイオマス発電について、固定価格買取制度の適用を受け、運転開始に至った案件は1件しかなく、バイオマス燃料費の実績について十分なデータが集まっていない。また、木質バイオマス発電向けの燃料用木材チップ価格についての公式統計も存在していない。
- 1つの参考指標として、製紙用の木材チップの原料価格（針葉樹丸太の価格）の動向を見ると、制度施行時点（平成24年7月）では4,800円/m³であったものが、直近（平成24年12月）では4,700円/m³となっている。この変動幅は、過去の変動幅と比しても大きなものではなく、固定価格買取制度の施行以後、現時点でバイオマス発電の燃料費が大きく変化しているという事実は確認できなかった。



木質バイオマス発電の設備区分

＜前回委員会でのご指摘事項＞

木質バイオマス発電の小規模設備区分の検討。

- 木質バイオマス発電については、固定価格買取制度の適用を受けた新規運転開始実績は1件のみであり、詳細なコストデータが得られている段階ではない。
- 賦課金の負担が電気使用者に対して過重なものとならないよう、法律は「効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用」を基礎とするよう定められていることから、コストデータがきちんと把握できていない現時点で、別区分を設けて調達価格を設定することは適切でないのではないか。
- 加えて、現在設備認定を申請中あるいは相談中の案件の中には、265kWや、2,500kWといった規模の設備も存在しており、必ずしも現在の調達価格の設定で、こうした規模の事業が実施できないと判断することはできない。